

旧俣野小学校暫定施設の利用規則

(目的)

第1条 この規則は、旧俣野小学校の施設利用が文化・スポーツ活動の場として地域住民の利用に寄与するよう、円滑な利用運営を図ることを目的とする。

(利用時間)

第2条 利用時間は次の通りにする。ただし、俣野文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という）が特に認めた場合はこの限りではない。

利用施設	午前	午後	夜間	備考
体育館	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	
グラウンド	9:00～13:00	13:00～17:00		※3月～10月
グラウンド	9:00～13:00	13:00～16:00		※11月～2月

(利用範囲)

第3条 利用範囲は、体育館、グラウンド及びトイレとする。（以下「当施設」という。）

(利用申込及び利用調整)

第4条 利用希望団体は、原則として偶数月の月末に翌々月と3か月後の利用申込みを事務局に行う。

- 2 利用調整は利用団体間で行い、事務局に報告する。
- 3 事務局から利用調整結果を受けたあと、確定した予定を各団体において「なかまなび」に登録をする。
- 4 利用調整以降の空き時間帯の利用申込及び利用変更、キャンセル等は、事務局に申し出る。

(運営協力費)

第5条 登録団体以外で一時利用をする団体は運営協力費をクラブに納入しなければならない。

運営協力費は1施設につき1時間1,000円とする。

(夜間電気料)

第6条 18時から21時に体育館の利用をする場合は、夜間電気料をクラブに納入しなければならない。

夜間電気料は1時間150円とする。ただし、30分の場合は半額とする。

(一時利用)

第7条 登録団体ではない団体が当施設の一時利用を希望する場合、次に定める行事に限り利用すること

できることとする。ただし、事前に役員会の承認を得ることとする。

- (1) 地区連合町内会及び自治会・町内会が主催する文化及びスポーツ行事
- (2) その他クラブが認めた行事

2 土曜日、日曜日及び祝日の一時利用は、原則として1か月1回までとし、1団体につき年間2回までの利用とする。

(遵守事項)

第8条 利用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 周辺地域に迷惑となるような行為及び危険な行為は行わないこと。
- (2) 火気の使用を禁止し、学校施設内は禁煙とする。
- (3) 体育館、グラウンド及びトイレ以外の利用はしないこと。遊具の使用や池に近づくことも禁止する。
- (4) 車やバイクの駐車は必要最低限とし、利用する場合は団体名を掲示すること。
- (5) 利用後は利用報告書を記入し、トイレを含む利用施設の清掃、グラウンド整地、消灯、施錠をすること。
また、ごみは持ち帰ること。
- (6) 施設又は鍵、用具を破損、紛失した場合は速やかに会長に報告するとともに、利用団体の責任において原状に復すこと。
- (7) 当施設の環境整備活動（草刈り、落ち葉清掃、ワックスがけ、倉庫清掃等）に協力すること。
- (8) クラブが招集する活動に参加すること。
- (9) 役員会の指示に従うこと

(事故の責任)

第9条 利用団体は、施設利用時の責任者を明らかにする。利用中の近隣住民等からの苦情があった場合は、責任者が誠意を持って対応をする。利用中に生じた事故は利用団体の責任で対応を行う。施設や備品に破損、故障を生じた場合には、利用団体の責任者は速やかにクラブ会長へ報告を行う。過失であった場合でも原状復帰（弁償）をすることとする。